

事 務 連 絡

平成23年4月19日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

計画的避難区域等からの家畜の移動等について

標記について、農林水産省より、別添1のとおり、福島県からの照会を受け回答を行った旨及び、別添2のとおり、地方農政局生産経営流通部長等あて通知した旨の情報提供がありましたのでお知らせします。



23生畜第110号
平成23年4月18日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について

標記の件について、平成23年4月15日付けで福島県より照会のあった事項に対し、平成23年4月18日付けで別添のとおり回答しましたのでお知らせいたします。

23生畜第110号
平成23年4月18日

福島県農林水産部畜産課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について

平成23年4月15日付け23生流第110号により照会のありました、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの家畜の移動等につきましては、下記に留意して具体的な手順書を作成し、これに基づき行うよう関係者へのご指導をお願いいたします（厚生労働省と協議済み。）。

記

1 農場から搬出する際の検査・除染

- (1) 牛の移動に当たっては、貴県の家畜保健衛生所の職員等が、搬出する全頭をサーベイメーターで検査し、10万cpmを超えた場合には農家に除染の実施を指示することとし、農場からは10万cpm以下の牛のみを搬出することとする。その際、当該職員等は、搬出する全頭につきチェックリスト（別紙1及び2）を作成し、牛1頭毎に飼養管理状況の適否、検査結果の数値、除染の実施の有無等の記録を行う。
- (2) なお、除染が必要となった牛を飼養する農場から搬出を行う車両については、家畜保健衛生所の職員等の立会いの下で、出車時にタイヤの除染を行う。

2 と畜以外の目的で移動する牛の扱い

- (1) 繁殖雌牛及び子牛については、その所有者が移動先を予め福島県に届け出た上で、移動先の地域を管轄する家畜保健衛生所又は市町村の職員等が、牛の到着を確認し、移動先の管理責任者に対し、チェックリスト（別紙3）に基づいた管理を行わせ、管理責任者が作成する当該チェックリスト等により当該牛が他所に移動していないことの確認を行う。

(2) なお、他県に移動する場合にあっては、農林水産省から移動先の都道府県に情報提供するので、福島県は、移動先の情報を農林水産省に提供することとする。

(別紙 1)

肉用牛等移動・出荷前管理チェック表

1 飼養者の経営概要

飼養者氏名	住 所・電話番号	経営形態	飼養頭数
		該当欄をチェックして 下さい 繁殖経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営 <input type="checkbox"/> 育成経営 (乳雄) <input type="checkbox"/> 酪農経営 <input type="checkbox"/>	繁殖雌牛： 子 牛： 肥育牛： 搾乳牛：

2 飼養管理状況

以下の項目について該当する欄をチェックして下さい。

(1) 家畜は事故以降屋内で飼養されていますか、放牧されていますか

①屋内 ②放牧

(2) 粗飼料 (購入粗飼料を含む) は、事故以前に収穫され、屋内やラッピングによりで保管されていたものですか

①はい ②いいえ (具体的に記入：)

(3) 配合飼料は、タンクや袋に入れられて保管されているものですか

①はい ②いいえ (具体的に記入：)

(4) 水はどのようなものを与えていますか。

①水道水 ②井戸水 ③川や沢の水

3 受入先 (出荷先) :

記入日	月	日	記入者氏名		所属	
-----	---	---	-------	--	----	--

注：一貫経営の場合は、繁殖と肥育についてそれぞれ作成すること

No. _____

移動管理台帳

記入者	
所屬	
氏名	
記入日	

氏名		住所			経営形態		飼養頭数	
					繁殖・肥育・一貫 その他 ()	繁殖雌牛： 子牛： 肥育牛： 搾乳牛： その他 ()	頭 頭 頭 頭	頭

<飼養者情報>

No.	个体情報		放射線量測定			移動日	移動先	備考 (運搬車両情報など)
	个体識別番号	性別	1回目	2回目	3回目			

<移動情報>

車両ナンバー		除染	車両ナンバー	除染	車両ナンバー	除染	車両ナンバー	除染

<車両情報>

23生流第110号

平成23年4月15日

農林水産省生産局畜産部
畜産振興課長
食肉鶏卵課長 様

福島県農林水産部畜産課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について（依頼）

福島県第一原子力発電所の事故に関連し、福島県内の家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき適切に行うよう、生産者に指導してきたところです。

つきましては、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内で飼養されている家畜の当該区域外への移動について、上記通知以外に留意すべきことがあれば、ご教示願います。

なお、食肉用にと畜される牛については、以下の取扱いとしたいと考えています（保健福祉部食品生活衛生課とは協議済み。）。

- (1) 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の牛については、① 適切な飼養管理、② 受入先（食肉センター等）の特定、について家畜保健衛生所が実施するチェックシートによる確認が行われた場合のみ、と畜・食肉処理のための搬出を行うものとする。
- (2) (1) によりと畜された食肉については、県による定期的なモニタリング調査の対象とし、特に、当該市町村ごとに初回出荷牛については複数頭のモニタリング調査を行うこととする。

（事務担当 畜産課 電話024-521-7366）

写

23生畜第110号
平成23年4月18日

地方農政局生産経営流通部長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

あて

生産局畜産部畜産振興課長
畜産振興課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について

福島県第一原子力発電所の事故に関連し、計画的避難区域等からの家畜の移動等について、別添のとおり、福島県からの照会を受け、回答を行ったところです。

貴職におかれましては、福島県からの家畜の受入れ等について、理解・協力が得られるよう本通知の管内の都道府県への周知をお願いします。